

西部地区再整備事業基本方針検討業務に係る

公募型プロポーザル

実施要項

平成30年4月26日

函館市

西部地区再整備事業基本方針検討業務に係る公募型プロポーザル

実施要項

1 趣旨

この実施要項は、平成 30 年度に函館市が実施する「西部地区再整備事業基本方針検討業務」の委託に際し、公募型のプロポーザル方式により、優れた提案および能力を有し最も適格と判断される契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 西部地区再整備事業の目的

函館発祥の地である西部地区は、歴史的な町並みや美しい景観、多彩な観光施設に市民の日常の暮らしが相まって、多くの観光客が訪れる街となっているが、人口減少や高齢化により市民の活力も低下し、空家・空地も増加するなど、地域の魅力を失いかねない状況にある。

このため、都市構造や経済環境など地区の状況調査を行い、居住者や企業・団体の方々などと協働で検討しながら再整備の基本方針（案）を作成し、空家・空地の解消、狭小・未接道敷地の改善、生活利便施設の拡充、コミュニティの再生など居住環境の向上を、官民連携により進めるほか、道路の美装化や電線地中化など公共空間の魅力増進を行い、将来にわたって持続可能な西部地区ならではの暮らしと風景を構築し、2030年度を目指して、市内外の多様な方々の移住などによる定住人口の回復と交流人口の底上げを行うことを目的とする。

3 業務概要

- (1) 業務名 西部地区再整備事業基本方針検討業務
- (2) 業務の目的 本業務は、西部地区再整備事業を進めるため、現況調査や居住者、開発事業者等とのヒアリングを実施し、再整備の基本方針（案）を作成することを目的とする。
- (3) 業務概要 「業務概要書」による。
- (4) 契約期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで。
- (5) 事業費 11,599,200 円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とする。

4 参加資格

次に掲げる資格および条件のすべてを満たしている単体企業または共同企業体であること。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方公共団体の平成 30 年度における競争入札参加有資格者として登録されている者であること。
- (4) 函館市暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (5) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による指名停止を現に受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 函館市の市税ならびに消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 過去 5 年の間に、国または地方公共団体が発注した本業務と同種の業務または類似の業務を元請として受注した実績を有していること。

※ 共同企業体の場合は、構成員の全てが前記（1）から（7）までの参加資格を有しており、かつ、少なくとも構成員の 1 者は、前記（8）の参加資格を有していること。

※ 一の法人が、複数の応募に参加することはできない。

5 手続き等

(1) 事務局

函館市都市建設部まちづくり景観課まちづくり担当

〒040-8666 北海道函館市東雲町 4 番 13 号

電話番号 0138-21-3357

電子メール machi@city.hakodate.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/toshiken/>

(2) 事務取扱日時

土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 全体日程

実施要項の配布開始 平成 30 年 4 月 26 日（木）

質問書の提出期限	平成 30 年 5 月 11 日（金）正午まで
質問書の回答公開予定	平成 30 年 5 月 15 日（火）
参加申込書の提出期限	平成 30 年 5 月 16 日（水）正午まで
技術提案書の提出期限	平成 30 年 5 月 23 日（水）正午まで
ヒアリング審査	平成 30 年 5 月 31 日（木）午前
審査結果の通知予定	平成 30 年 6 月上旬
業務委託契約締結予定	平成 30 年 6 月上旬

(4) 実施要項の配布

実施要項（業務概要書および資料集を含む。）は、期限まで事務局で配付する。なお、実施要項は、事務局のホームページからダウンロードすることもできる。

(5) 質問書

質問は、提出期限までに質問書（様式 3）を電子メールにより、事務局へ提出するものとする。（それ以外の方法では受け付けない。）

質問に対する回答は、質問書の回答公開予定日に、質問文を添えて事務局のホームページに掲載するものとする。

質問書の回答は、実施要項の追加または修正として取り扱う。

(6) 参加申込書

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、提出期限までに、参加申込書（様式 1）に、会社案内等の法人の概要が分かる資料を添えて、持参もしくは郵送で事務局へ提出するものとする。（それ以外の方法では受け付けない。）

共同企業体で参加する場合には、共同企業体結成届（様式 2）を参加申込書と併せて提出すること。

(7) 技術提案書の提出

期限までに技術提案書 10 部を、持参もしくは郵送で事務局へ提出するものとする。（それ以外の方法では受け付けない。）

技術提案書の提出と併せて、誓約書（様式 4）、ヒアリング審査参加者名簿（様式 5）を各 1 部提出すること。

参加申込書を提出した者以外の者が、技術提案書を提出した場合は無効とする。

(8) ヒアリング審査

提案者によるヒアリング審査を行い、審査により選定された者を契約候補者として決定する。

提案者数が概ね 4 者以上となった場合は、技術提案書の内容による予備審査（書類審査）を実施し、提案者の中からヒアリング審査に参加できる者（3 者程度）を選定する場合がある。この場合において、予備審査は、ヒアリング審査に準じて実施するものとし、その結果（ヒアリング審査への参加の可否）については、提案者全員にヒアリング審査日の 3 日前まで連絡する。

ヒアリング審査の出席者は、一提案者あたり 3 名以内とする。

ヒアリング審査は、一提案者あたり 30 分（説明 20 分（パワーポイントの使用可能）、質疑 10 分）を予定する。

ヒアリング審査の説明に関しては、技術提案書に記載した以外の内容は、パワーポイントのスライド等の資料とすることはできない。ただし、会社の概要やこれまでの実績はこの限りではない。

ヒアリング審査の実施詳細は、ヒアリング審査の参加者に別途通知する。

（9）審査結果の通知等

審査の結果は、通知予定日にヒアリング審査の参加者全員に書面で通知する。

審査および予備審査の結果については、事務局のホームページで公表する。なお、これらの審査結果に関する問い合わせおよび審査結果に関する異議申立ては、これを受け付けない。

公表内容は以下のとおりとする。

- ・ 提案者総数
- ・ 予備審査合格者数（予備審査が実施された場合に限る。）
- ・ 契約候補者の名称、住所
- ・ 次点の者の名称、住所

（10）業務委託契約

業務委託に係る契約は、契約候補者と本市において、契約の条件その他に係る協議を行い、合意した場合は、提案内容と協議結果に基づいて作成した業務仕様書を契約書に添付して、契約を行うものとする。協議においては、当初の提案内容について変更を求める場合もある。

契約候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点の者と前記の協議・契約を行うものとする。

6 提案内容について

技術提案で求める提案項目は次のとおりとする。

(1) 評価テーマ1：現況調査

本業務を進めるにあたり必要な調査項目とその理由、および調査方法・整理方法について提案する。

(2) 評価テーマ2：検討会議の企画・運営

検討会議の実施方法（内容、回数および対象者など）と、その理由と効果について提案する。

(3) 評価テーマ3：基本方針（案）の作成

基本方針（案）および事業手法の検討にあたり、重要な視点や作成方法（特に重視する現況調査結果や検討会議での意見など）について提案する。なお、具体的な基本方針や事業手法については記載しないこと。

7 技術提案書の作成

(1) 技術提案書作成上の基本的事項

技術提案書には、実施要項を熟読の上、必要な事項を明快・簡潔に記載すること。

提出する書類や事項の欠落や、定められた表現や分量からの逸脱がある場合は、その程度に応じて減点や失格となる場合があるので、注意すること。

(2) 書式および提出枚数

・用紙の大きさは、A4サイズとする。（裏面には記載しないこと。）

・別紙の追加は認めない。

・記載は全て文章での表現とし、写真、イラスト、イメージ図等は一切使用不可とする。

・文字の最小サイズは10ポイント（ふりがなや表内記入文字は9ポイント）とする。

・文字は黒1色とし、その他の色の利用は認めない。

・「○」「→」などの記号や「下線」「傍点」などの文字飾りの利用は認める。

・企業名や企業名が類推される記述がないよう注意すること。（様式に定められた箇所での企業名の記載は除く。）企業名や企業名が類推される記述があった場合は、それらを伏せて審査を行う場合がある。

(3) 技術提案書の構成等

技術提案書は、下記の項目・内容で構成し、項目別に指定された頁数の制限内で作成するものとする。

項目	内容	提案様式	頁数 上限
技術提案書	・代表印を押印し提出すること。連絡先欄には、事務局との連絡先となる担当者を記載。	1	1 頁
提案者の状況	・提案者が共同企業体の場合は、提案者の種別欄の「共同企業体」に○を付け、企業数分の書類を提出。(1企業1頁を上限とする。)	2-1	1 頁
業務実施体制	・管理者は1名、担当者は3名以内まで記載。 ・提案した業務実施体制とした理由を記載。 ・業務実施体制に記載した管理者および担当者の経歴について記載。(1技術者1頁を上限とする。) ・保有資格は、本業務を遂行する上で必要だと考える資格を記載。	2-2 2-2-1 2-2-2	各1頁
実施方針等	・業務の実施方針は、本市の特性や地域課題等を踏まえ、業務の目的、内容に即した実施の方針を記載。 ・実施フローは、業務の実施手順を記載し、手順に対する独創的または重要な方法があれば補足説明を記載。 ・工程表は、1月を3分割(上旬、中旬、下旬)とし、業務内容毎に区分し記載。	3-1 3-2 3-3	各1頁
評価テーマに対する技術提案	・評価テーマごとに、提案理由、方法、効果について記載。	4-1 4-2 4-3	各1頁
参考見積	・業務ごとに、可能な限り詳細に記載すること。 ・内訳は税抜きで記載し、総計金額は税込みとすること。	5	2 頁

(4) 技術提案書の取扱い

- ・提出後の技術提案書の訂正、追加および再提出は認めない。
- ・提出された参加申込書および技術提案書は、返却しない。
- ・提出された技術提案書は非公開とする。
- ・選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。

8 選定委員会

審査は次に掲げる委員により構成する「西部地区再整備事業基本方針検討業務委託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。

(1) 選定委員会の構成（5名）

池ノ上真一（北海道教育大学函館校准教授）

田柳恵美子（公立はこだて未来大学教授）

菊池幸恵（函館工業高等専門学校准教授）

田畠浩文（函館市土木部長）

國安秀範（函館市都市建設部長）

(2) 審査

技術提案書およびヒアリングを基に評価基準に沿って審査し、契約候補者および次点の者を選定する。

なお、技術提案書を提出した者が1者だった場合、基準点を超えた技術提案者を契約候補者として選定する。

(3) 評価基準

評価項目		評価の観点	配点
業務遂行能力	提案者の実績、能力	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似業務の実績 ・業務の円滑な遂行能力の的確性 ・業務の実施体制の的確性 ・函館市での業務実績 	15
	業務実施者の実績、能力	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資格の状況 ・同種または類似業務の実績 ・従事した業務の水準 	25
技術提案による評価	実施方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の的確性、実現性、独創性 ・業務の理解度 ・本市の特性や地域課題等の理解度 ・国の制度および全国事例の認知度 ・実施手順の妥当性 ・工程計画の妥当性 ・参考見積の妥当性（※金額の多寡は評価しない。） 	30
	評価テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・評価テーマの理解度 ・提案内容の的確性、実現性、独創性 	30

(4) 失格要件

以下の条件に一つでも該当する場合には、選定委員会において審査の上、失格となることがある。

- ・技術提案書に虚偽の記載がある場合
- ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・実施要項4に掲げる参加資格を満たさなくなった場合
- ・その他、選定委員会において不適切と認められた場合

9 その他

- ・参加申込書および技術提案書等の作成・提出に係る費用、ヒアリング審査への参加に係る費用、その他本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(様式 1)

平成 30 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

西部地区再整備事業基本方針検討業務に係る公募型プロポーザル

参加申込書

下記業務について、プロポーザルへの参加を希望しますので、参加申込みをします。

記

業務名 西部地区再整備事業基本方針検討業務

参加申込者

名称および 代表者氏名	印
住所	
電話番号	

連絡先

職名および氏名	
所属	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
電子メール	

※ 会社案内等の法人の概要が分かる資料を添付してください。

(様式 2)

平成 30 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

西部地区再整備事業基本方針検討業務に係る公募型プロポーザル

共同企業体結成届

共同企業体の名称

代表企業 名 称

住 所

代表者氏名

印

このたび、西部地区再整備事業基本方針検討業務を受託するため、下記のとおり共同企業体を結成しましたので、届け出ます。

記

共同企業体の名称		
代表企業	名称	
	住所	
	代表者氏名	
構成企業	名称	
	住所	
	代表者氏名	
構成企業	名称	
	住所	
	代表者氏名	

※構成企業が 3 以上となる場合は、構成企業欄を適宜増やして記入すること。

(様式 3)

平成 30 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

西部地区再整備事業基本方針検討業務に係る公募型プロポーザル

質問書

質問者

名称および 代表者氏名	
----------------	--

連絡先

職名および氏名	
所属	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
電子メール	

質問

	対象書類名	質問内容
1	(頁)	
2	(頁)	
3	(頁)	

※質問が 4 以上となる場合は、質問の欄を適宜増やして記入すること。

(様式 4)

平成 30 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

西部地区再整備事業基本方針検討業務に係る公募型プロポーザル

誓約書

下記について誓約します。

記

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方公共団体の平成 30 年度における競争入札参加有資格者として登録されている者であること。
- (4) 函館市暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (5) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による指名停止を現に受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 函館市の市税ならびに消費税および地方消費税を滞納している者でないこと
- (8) 上記（1）から（7）が事実と相違する場合は、本プロポーザルに係る応募申込みを無効とされても異議のこと。

名 称

住 所

代表者氏名

印

(様式 5)

平成 30 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

西部地区再整備事業基本方針検討業務に係る公募型プロポーザル

ヒアリング審査参加者名簿

名 称

住 所

代表者氏名

本プロポーザルのヒアリング審査に、以下の者が参加します。

所属	職名	氏名
ヒアリング審査時の機器の使用 の有無	・プロジェクト ・スクリーン ・パソコン	使用／不使用 使用／不使用 使用(持参・市からの貸与希望) ／不使用

※ヒアリング審査の参加者には、業務実施体制に記載した、管理者および担当者とすること。

やむを得ない場合には、提案者に所属する社員とすること。

(提案様式 1)

平成 30 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 殿

技術提案書

業務名 西部地区再整備事業基本方針検討業務

標記業務について、技術提案書を提出します。

提案者 名称

住所

代表者氏名

印

連絡先 職名および氏名

所属

住所

電話番号

FAX 番号

電子メール

(提案様式 2 - 1)

提案者の状況

提案者の種別	単独企業／共同企業体 ※どちらかに○をつけること。共同企業体の場合は構成員全員の提案者の状況を提出すること。		
名称			
創業年			
事業目的			
職員数	名		
資格者数			
平成30年度の競争入札参加有資格者登録の状況	登録自治体（省庁）名：		業種：
	登録自治体（省庁）名：		業種：
	登録自治体（省庁）名：		業種：
同種または類似業務実績			
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間
函館市での業務実績			
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間

※職務上の立場は元請、下請、共同企業体、その他から記載すること。

業務実施体制

	氏名	所属・職名	担当する分担業務の内容
管理者			
担当者	1 2 3		

※氏名にはふりがなをふること。

業務実施体制の説明

※他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合、または学識経験者、NPO団体等の協力を受けて業務を実施する場合には、その内容について記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(提案様式 2 - 2 - 1)

業務実施体制

管理者の経歴

氏名	年齢	才	
	職務経験年数	年	
所属・職名			
保有資格			
名称 :	登録番号 :	登録年月日 :	
名称 :	登録番号 :	登録年月日 :	
略歴			
同種または類似業務経歴			
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間
従事した業務に対する表彰の経歴			
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間

(提案様式 2-2-2)

業務実施体制

担当者の経歴

氏名	年齢	才	
	職務経験年数	年	
所属・職名			
保有資格			
名称 :	登録番号 :	登録年月日 :	
名称 :	登録番号 :	登録年月日 :	
略歴			
同種または類似業務経歴			
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間
従事した業務に対する表彰の経歴			
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間

(提案様式 3 - 1)

実施方針等

業務の実施方針

(提案様式 3 - 2)

実施方針等

実施フロー

(提案様式 3 - 3)

実施方針等

工程計画																														
業務内容	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
計画準備																														
現況調査																														
検討会議の 企画・運営																														
基本方針（案） の作成																														

(提案様式 4 - 1)

評価テーマに対する技術提案

評価テーマ 1 : 現況調査

(提案様式 4 - 2)

評価テーマに対する技術提案

評価テーマ 2 : 検討会議の企画・運営

(提案様式 4 - 3)

評価テーマに対する技術提案

評価テーマ 3 : 基本方針（案）の作成

(提案様式 5)

参考見積

業務名 西部地区再整備事業基本方針検討業務

見積額 円（税込み）

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
1 直接人件費						
2 直接経費						
3 一般管理費等						
合計						
消費税等相当額						
総計						

1 直接人件費内訳

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要

2 直接経費内訳

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要